



# 第4回下條村議会定例会 議員、特別職及び一般職の一時金減額改正・可決

会期 12月10日から  
12月20日まで

平成22年第4回下條村議会定例会は、12月10日に召集され 20日までの11日間の会期で行われました。一般質問、専決処分3件、条例改正3件、補正予算2件、その他の案件1件、請願1件、陳情2件、意見書2件が提出され、審議の結果13件が可決されました。

- 一般質問は五氏より  
初日に行われた一般質問は、  
次のとおりです。  
○ 防体操の充実施策について  
○ 地元業者が施工した場合の住宅  
の新築、リフォーム等に対する  
助成制度創設について
  - 防災対策について  
● 地域の活性化対策について
  - 結婚活動の支援について  
● 地方公共団体の新公会計への  
取組みについて 小池昌人
  - 国民健康保険の広域化につい  
て 宮嶋清伸
  - 新規就農者支援について  
● 専決処分の承認について 串原寛治
  - 一般職の職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例の  
専決処分の承認について
  - ・ 昨年に引き続き、国では人事  
院勧告により給料において四十  
歳台以上の中高齢層を対象  
に平均で〇・一%の減、十二  
ヶ月の期末手当及び勤勉手当  
を計〇・二ヶ月減額して二・  
〇ヶ月、年間合計で三・九五ヶ  
月とする内容となつた。本村  
の一般職の職員についても同  
様の措置をとることになり、  
その専決処分について承認さ  
れました。
  - 議会の議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  
国的人事院勧告と同様に本村の一般職の給与及び期末・勤勉手当が引き下げられたことにより、本村も議員の理解を得て十二月期の期末手当を〇・一五ヶ月減額して一・五ヶ月の支給とする内容の専決処分について承認されました。特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について議員と同様な理由で、村長、副村長の十二月期の期末手当を〇・一五ヶ月減額して一・五ヶ月の支給とする内容の専決処分について承認された。  
**条例の改正**  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
今回、専決により一部改正された期末手当及び勤勉手当の減額改正、年間合計で三・九五ヶ月となつたが、これに合わせるため六月期の期末手当を一・二二五ヶ月に、勤勉手当を〇・六七五ヶ月にし、十二月期の期末手当を一・三七五ヶ月に、勤勉手当を〇・六七五ヶ月とするもの。また、四十三歳未満の職員については給与構造改革期間中（平成十八～二十二年度）に抑制された昇給分を一号俸回復するもの。（国的人事院勧告によるものとの同様の措置）なお施行期日は平成二十三年四月一日

- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 今回、専決により一部改正された期末手当の減額改正、年間合計で二・九五ヶ月となつたが、これに合わせるため六ヶ月期の期末手当を一・四ヶ月に、十二ヶ月期の期末手当を一・五五ヶ月とするもの。なお施行期日は平成二十三年四月一日で、この改正案が可決されました。
  - 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議会議員と同様に今回、専決により一部改正された期末手当の減額改正、年間合計で二・九五ヶ月となつたが、これに合わせるため六ヶ月期の期末手当を一・四ヶ月に、十二ヶ月期の期末手当を一・五五ヶ月とするもの。なお施行期日は平成二十三年四月一日で、この改正案が可決されました。

- 県の支出金、支払金交付金で、歳出の増額の主なものは住宅介護サービス費で、総額三億六千百六十八万七千円となりました。
- ▼ その他の案件
- 南信州広域連合が処理する事務及び南信州広域連合規約の変更について
- 「知的障害者福祉法」から「障害者自立支援法」への変更に伴うもので、「知的障害者更正施設」を「障害者支援施設」に名称変更するもの。当広域連合の中では、阿南学園が対象となるもので、その規約の変更が議決されました。
- ▼ 請願
- TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の参加に反対する請願について 採択
- ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情について 採択
- 国の財政支援機能の強化を求め、顔の見える市町村国保で、健康と暮らしを守る陳情について 不採択

# 所得税・住民税

## 確定申告についてのお知らせ

「確定申告は期限内に正しく行いましょう」

平成二十二年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十六日（水）から三月十五日（火）まで行われます。次の事項をお読みいただきたいです。

### 確定申告をしなければならない方

- ◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方
- ◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方
- ◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。
- ◇二万所以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十二年中

に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方

### 土地等の譲渡所得のある方

- ◇年末調整で扶養の二重控除をされた方（夫婦や親子で一人の子どもをお互いに扶養控除した場合など）や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方（給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください）。

### 農業所得の申告

- ◇農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。
  - ◇収支計算申告の方
- 農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費・減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

- ◇全量家事消費されている方
- 「平成二十二年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

### 確定申告についてのお問い合わせは

- 飯田税務署  
(電話)〇二六五一二二一一一六五)
  - 役場税務係  
(電話)〇二七一三三一一一六五)
- までお願いします。

### 青色申告の方は収支決算書を、白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

- ◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。
- ◇白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付してください。

確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越し下さい。

### 収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。

下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

### 確定申告時の注意事項について

- ◇必要書類の持参をお願いします。